

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害、火災、土砂、噴火等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合におけるし尿の収集及び運搬について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画等に基づき、甲が行うし尿の収集及び運搬に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害等により避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集及び運搬が必要になった時は、乙に対してし尿の収集及び運搬を要請することが出来る。

2 前項の他、甲が必要と認める時は、し尿の収集及び運搬を要請することが出来る。

3 乙は、第1項又は前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の要請により災害現場へ出場したときは（ただし、し尿の収集及び運搬等の巡回収集を実施する場合を除く）、甲が指定する現場責任者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、現場責任者の不在等により、現場責任者の指示を受けることが出来ないときは、乙は現場責任者の指示によらず、甲からの要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり、周囲の生活環境に十分配慮するものとする。

4 乙は、甲からの協力の要請に基づく業務が完了したときは、速やかにその実施内容等について甲に報告するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づき実施したし尿の収集及び運搬に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求)

第6条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認のうえ乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の会員が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の例により、甲がこれを補償するものとする。ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡体制の報告)

第10条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は災害時の緊急連絡体制等について、甲に報告するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成31年1月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。また、詳細な事項については別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市野塩五丁目205番地4
清瀬市清掃事業協同組合
代表理事 加藤 宣行